

平成22年度第2回理事会議事録

日 時 平成22年6月9日(水) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

森会長、佐治副会長、森副会長、監物副会長、岡崎専務理事、
泉常務理事、尾崎常務理事、板屋越、岩名、神尾、小林、
坂本、相良、篠宮、竹下、竹田、田中、不老、山本、渡邊、
の各理事

<委任>

斉藤、常山、樋口、福島、御手洗の各理事(議長に委任)

<監事>

片岡、中村の各監事

理事総数25名、うち出席20名、委任5名、計25名で寄附行為第32条に基づき理事会成立。

議 案

第1号 平成21年度事業報告及び決算について (岡崎専務理事)

平成20年3月に策定した「21世紀の国民スポーツ振興方策 - スポーツ振興2008 -」に基づき、国民スポーツの普及・振興に関する事業として、国民スポーツ推進キャンペーンをはじめ、各種事業を実施した旨、資料に基づき概要を説明。

決算については、「財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録、財務諸表に対する注記)」及び収支計算書を作成し、資料に基づき次のとおり説明。

収入については、当期収入合計62億2千4百26万7千5百69円に、前期繰越収支差額1億6百91万1千9百46円を加えた63億3千1百17万9千5百15円が収入総額となり、予算額に対して8千2百12万5千5百15円の増となった。また、支出については、当期支出合計が61億8千14万5千2百25円となった。このことから当期収支差額が4千4百12万2千3百44円となり、これに前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は、1億5千1百3万4千2百90円となった。

本会の財政状況を他の「財務諸表」で見ると、期末における資産合計は46億9千7百59万9千4百58円、負債合計は10億5千2百70万8千2百81円となることから、正味財産合計は36億4千4百89万1千1百77円となる。その内訳は、一般正味財産35億1千6百30万7千2百17円、寄付者等の意志により特定の目的等に用途が制約される指定正味財産1億2千8百58万3千9百60円となることを説明し、事業報告及び決算案について諮り、原案どおり満場一致でこれを承認。

また、去る3月10日開催の平成21年度第7回理事会にて報告した本会保有の「日本航空システム第1回社債」の年度末評価額は1千7百5万円となり8千2百95万円の評価損を本決算に計上しているが、他の運用債権等の評価損益との相殺により、運用資産の全体的な評価損益は2千4百万円程度の評価損に留まったことから、日本航空が裁判所及び債権団体に提出する「再生計画(案)」に鑑み、裁判所の裁定による弁済額の決定を待って対応する旨報告し、これを了承。

なお、本件については、6月16日開催の平成22年度第1回評議員会に付議することとした。

第2号 平成22年度第1次補正予算について (岡崎専務理事)

平成22年度予算については、去る3月24日開催の平成21年度第2回評議員会において、公営競技団体等補助金・助成金等の内定があり次第、第1次補正予算を編成し、改めて審議する旨の承認を得ており、その後、補助金、助成金等の内定を受けたことなどをもとに編成した。

また、公益財団法人移行申請の手續上、今回から「平成20年度公益法人会計基準」に基づき補正予算を作成している。

補助金等収入については、文部科学省委託金は増額、競輪公益資金補助金は減額内定となったことにより、合計で現行予算額に対して3千4百11万5千円減の29億4千9百71万9千円を計上した。

寄付金収入については、昨年実績を考慮し、2千6百11万8千円減の7億2千1百53万3千円を計上した。

事業収入では、国民スポーツ推進キャンペーン協賛金収入及び各種教本販売収入において昨年実績を考慮し、1億9百28万2千円減の14億7千7百27万9千円を計上した。

支出については、事業費全体では、現行予算額に対して2千14万4千円減の52億5千5百1万7千円を計上した。主な変更点として、国民体育大会等事業<公益目的事業1>は、日本スポーツマスターズ大会における運営経費見直しによる減額。青少年スポーツ育成事業<公益

目的事業7>は、スポーツ少年団登録運営経費の見直しによる減額。日本体育協会特別記念事業<公益目的事業9>は、本会創立100周年事業にて、人件費を管理費から振替計上したことによる増額。管理費は、管理費・人件費において、各事業費に配分する人件費を見直したこと等により増額。

これらにより支出総額は、現行予算額に対して1千8百48万1千円減の64億9千6百5万6千円を計上した。

以上の内容を資料に基づき説明の後諮り、原案どおり満場一致でこれを承認。

なお、本件については、6月16日開催の平成22年度第1回評議員会に付議することとした。

第3号 新公益法人制度への対応について

(1) 移行認定のための定款について

(岡崎専務理事)

公益財団法人へ移行認定申請で提出する定款については、これまで、総合企画委員会及び企画部会において検討した結果、内閣府公益認定等委員会事務局と、概ね合意を得た段階となった。

定款案は「第1章 総則」から「第15章 補則」、附則及び別表第1を記載している。各章の内容については、基本的には、内閣府が公表しているモデル定款に沿った内容となっている。「第3章 加盟団体」、「第9章 日本スポーツ少年団」、「第10章 諮問委員会」、「第11章 専門委員会及び特別委員会」、「第12章 事務局」及び「第15章 補則」については、本会が独自に必要な項目として、現行寄附行為に基づき作成している。

主な内容としては、「第1条 名称」は「公益財団法人日本体育協会」、「第4条 事業」は10種類の公益目的事業、「第5条 その他の事業」は2種類の収益事業を記載した。「第16条 評議員」では評議員の人数を106名以上120名以内とし、役員等については「第25条 種類及び定数」において、「理事18名以上28名以内、監事2名又は3名」とし、「会長1名を代表理事とし、業務執行理事として、副会長3名以内、専務理事1名、常務理事3名以内を置く」こととした。

附則については、移行認定時の定款の効力発生日、最初の代表理事をはじめとする役員及び評議員を記載する。さらに別表として基本財産の内訳を記載するなどを諮り、これを承認。

なお、今後は6月16日開催の第1回評議員会における審議を経て、本年8月から9月には、移行認定申請を行う旨を併せて説明。

(2) 評議員及び役員選任規則の一部改正について (岡崎専務理事)

去る3月10日開催の平成21年度第7回理事会では、「新公益法人制度への移行後、最初の評議員、理事及び監事の選任方法」を定めるため「評議員及び役員選任規則」を承認いただいた。

現行の寄附行為において、学識経験理事は、会長を含め10名と定め、会長以外の9名の学識経験理事のうち、4名については、「評議員及び役員選任規則」第3条第1項第3号において、会長は、「都道府県体育協会連合会会長、日本スポーツ少年団本部長、財団法人スポーツ振興資金財団会長、本会事務局長の4名を推薦すること」と定めている。

しかしながら、新公益法人制度では、法人業務を執行する理事は、法令や定款で定める理事の職務の遂行状況を、理事会、評議員会及び監事からの監督・監査が行われる。

以上のことから、学識経験理事のうち、都道府県体育協会連合会会長を都道府県体育協会連合会幹事長に変更すること、また、スポーツ振興資金財団会長を削除する旨を諮り、これを承認。

また、本日承認された「評議員及び役員選任規則」について、本日付で施行する旨も併せて諮り承認された。

以上のことから、現行寄附行為における会長推薦による理事候補者は9名となる旨を併せて説明。

(3) 移行後、最初の学識経験評議員候補者の推薦について (岡崎専務理事)

新公益法人への移行後、最初の学識経験評議員は、「評議員及び役員選任規則」第2条第2項において、「理事会が推薦する学識経験者14名以内」と定めていることから、法人運営上の広い見識を有し、国民スポーツ振興事業に対する造詣が深い学識経験者10名を評議員選定委員会に推薦したい旨を諮り、これを承認。

(4) 移行後、最初の学識経験理事・監事候補者の推薦について (森会長)

「寄附行為」第23条2項3号及び「評議員及び役員選任規則」第3条3項において、学識経験理事は「会長が推薦する」こととなっていることから、本日承認された「評議員及び役員選任規則」にもとづき、学識経験理事候補者並びに監事候補者を、6月16日開催の平成22年度第1回評議員会において推薦したい旨を諮り、これを承認。

報告事項

1. 会務関係

(1) 公益財団法人への移行後、最初の評議員について (岡崎専務理事)

公益財団法人への移行後、最初の評議員については、去る1月14日開催の平成21年度第6回理事会において承認され、2月25日付で文部科学省から認可を得た「財団法人日本体育協会における最初の評議員の選任方法」及び「評議員選定委員会規則」に基づき、評議員選定委員会を設置し、選任することとしている。

また、評議員候補者については、各加盟団体より、4月下旬までに本会宛に推薦いただいた後、理事会および評議員会に文書提案を行い、加盟団体からの評議員候補者を、評議員会として評議員選定委員会に推薦する旨の了解を得た。

この度、5月21日に第1回評議員選定委員会を開催し、評議員会から推薦のあった評議員候補者について、候補者の経歴、候補者とした理由、認定法に定める欠格事由の有無を中心に審議し、競技団体53団体53名、都道府県体育協会47都道府県47名、関係スポーツ団体4団体4名、合計104名を評議員として選任した旨を報告。

(2) 日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念事業について

・寄付金の募集について (森部会長)

平成22年度第1回理事会において、寄付金募集趣意書の概要を報告していたが、この度、趣意書が完成し、この趣意書にもとづき加盟団体等へ寄付金の依頼をしていく旨を報告。

・シンポジウム開催要項について (尾崎部会長)

地域シンポジウム、総括シンポジウムの基調講演者とその演題及びパネルディスカッションにおけるパネリスト等が決定した。この後は募集パンフレットを作成し、各シンポジウムへの参加者を募っていく旨を報告。

2. 日本スポーツマスターズ2011石川大会の会期及び会場地について

(不老委員長)

明年開催となる日本スポーツマスターズ2011石川大会の会期については、石川県と調整の結果、平成23年9月16日(金)から20日(火)までの5日間、水泳競技は、8月26日(土)から27日(日)の2日間、ゴルフ競技については、9月14日(水)から16日(金)までの3日間で開催すること、また、会場地については、石川県内の調整を経て、資料記載の13市町とする旨を報告。なお、会場地について、今後、変更等があった場合は、その調整を委員長に一任することを了承した。

その他

・会議日程について

(岡崎専務理事)

平成22年度第1回評議員会を、6月16日(水)13時から品川プリンスホテルにて開催するが、当日は、公益財団法人移行後の役員選任を予定しているため、第3回理事会も開催すること、また、評議員会終了後、同会場にて秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式及び受賞祝賀会を開催、次回第4回理事会を7月7日(水)14時から開催する旨を報告。

以上の諸報告をいずれも了承し、15時15分閉会。